

解散公告

当社は、令和八年八月二十四日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

福岡市西区姪の浜三丁目四六番一〇一―二〇二号

清算人 一般社団法人アクロスMS 合同会社LUM

職務執行者 妹尾 英司

解散公告

当社は、令和八年七月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

福岡市中央区渡辺通二丁目一番三十一号

株式会社なばやま

代表清算人 楠田 三春

解散公告

当法人は、令和八年一月二十九日開催の評議員会の決議並びに長崎市長の認可により、令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

長崎県長崎市磯道町五六八

社会福祉法人唯念寺保育園

清算人 加藤 法城

解散公告

当法人は、令和八年八月一日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

長崎県平戸市生月町老部五三〇八番地一

特定非営利活動法人いきつきドットコム

清算人 村川 安亨

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

長崎県杵岐市芦辺町中野郷東触二七〇番地

有限会社播磨建設

清算人 播磨久美子

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年八月二十五日、福島地方裁判所会津若松支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年九月九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

福島県大沼郡会津美里町福重岡字校の下甲九四九番地

清算人 弁護士 一ノ瀬美枝

連絡先 福島県会津若松市追手町三番一六号一之丁ビル会津鶴城法律事務所

解散公告(第二回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

横浜市中区真砂町二丁目二五番地

医療法人社団寿徳会

清算人 関 泰忠

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年七月十五日高松地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

香川県高松市前田西町一〇八〇番地

宗教法人石鏡教大本山香川教会

香川県高松市天神前九一五 歌谷ビル

三〇二 加藤・犬伏法律事務所

清算人 加藤 優子

解散公告(第三回)

当組合は、令和八年八月三十一日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年九月八日)の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

東京都港区虎ノ門三丁目八番一九号

虎ノ門一・二丁目地区市街地再開発組合

代表清算人 早津 功

解散公告(第三回)

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

神奈川県足柄上郡大井町西大井六八六一

シャープNECディスプレイソリューションズ労働組合

清算人 百瀬 啓祐

解散公告(第三回)

当法人は、社員欠亡により、令和八年七月十一日をもって解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

奈良県生駒市壱分町八三番地五五

医療法人社団産婦人科

清算人 辻 有加

配当公告

愛知県岡崎市西阿知和町字御用田一番地一
右の者に対する名古屋地方裁判所令和四年(ワ)第五八五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、二二二、九三〇、二八三円

(内優先的破産債権額 金九、八六二、一七九円)

一、配当することのできる金額 金一〇八、八九三、五七八円

(内優先的破産債権額 金九、八六二、一七九円)

金九、八六二、一七九円

令和八年九月十日

愛知県名古屋市中区丸の内一丁目一七番一
九号キリックス丸の内ビル八〇二号

破産管財人 池田 伸之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道白老郡白老町字虎杖浜六九番地二、最後の住所北海道白老郡白老町字虎杖浜七六番地九 被相続人 亡 本間 淳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出を請求して下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日

北海道室蘭市東町二丁目二番一二号石井

第一ビル二階 池田翔一法律事務所

相続財産清算人 弁護士 池田 翔一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道帯広市西十九条南四丁目九番、最後の住所北海道帯広市西十四条南四十一丁目一番一〇号ドリムマンション六―三二三 被相続人 亡 中野 祥則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出を請求して下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日

北海道帯広市東三条南十四丁目八番地弁護

士法人とかち平野

相続財産清算人 長谷川 亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県石川郡石川町大字谷地字伊勢房内二九番地、最後の住所福島県須賀川市桜岡八三番地九チエリヒルズ二〇六号 被相続人 亡 南條 久雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出を請求して下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日

福島県須賀川市塚田七六番地司ハイツ須賀

川A棟一〇一号須賀川法律事務所

相続財産清算人 弁護士 鈴木 裕也